

一般社団法人日本肘関節学会
評議員規程

(総則)

第1条 評議員の選出、業務、資格の継続及び失効は、一般社団法人日本肘関節学会定款に定められたことのほかは、この規程による。

(選出)

第2条 評議員は就任の年の4月1日現在、年齢65歳未満の者に限る。その任期は2年とし、再任は妨げない。

第3条 新評議員の選出は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 新評議員は、現評議員2名からの推薦を受けた正会員の中から、理事会決議により候補者を選出し、候補者の中から社員総会の決議にて選任する。
- (2) 毎年選出される新評議員数は、1月1日の事業年度開始日の正会員数の10%内を基準とし決定する。
- (3) 現評議員による新評議員の推薦は10月1日から11月30日までを募集期間とする。
- (4) 評議員の選定に当たっては地域性も考慮する。

第4条 評議員の被推薦資格は、下記1項のすべての条項あるいは2項の事項を充たすことを要する。

- 1 1) 正会員であること
2) 募集期間の最終日である11月30日時点で入会后10年以上経過していること
3) 本学会において、主演者としての発表があること
- 2 1) 評議員不在都道府県から1名を必要な期間、理事会推薦の評議員として委嘱することができる
2) 特別な事由により、理事会が必要と認めたもの

第5条 理事長は理事会において選出された新評議員を社員総会にて報告する。

(業務)

第6条 評議員は、本会の円滑な運営のため、以下の業務を担う。

- (1) 別に定める委員会委員としての活動
- (2) 日本肘関節学会雑誌投稿論文の査読
- (3) ガイドライン策定のための業務
- (4) その他理事会が定めた業務

(罰則、資格の停止)

第7条 前条に定める業務を遂行できない場合、理事会は当該評議員の氏名を公表、あるいは評議員資格を取り消すことができる。

(資格の継続)

第8条 評議員である6年間に、本学会で発表するか(共同演者・教育研修講演を含む)もしくは座長を経験し、あるいは肘関節外科に関する内容を学術誌・他学会・講演会で論文掲載・発表・講演などの相当数あることとし、理事会に書面で提出する。

(資格の失効)

第9条 評議員は以下のいずれかの場合に、その資格を失効する。ただし相応の理由がある時には理事会による資格有効性の審査を受けることができる。

- (1) 会の名誉を著しく損ねた場合
- (2) 評議員会に 3 年連続して欠席した場合
- (3) 前条に定める資格継続基準を満たさない場合

(辞退)

第 10 条 評議員であることを辞退する場合は、本人が理事長に書面で申し出る。

(補足)

第 11 条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

(変更)

第 12 条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。